## 堺 市 ・ 美 原 町 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

専門部会名 教育専門部会(学校教育)

協定項目 16 使用料・手数料の取扱い	関係項目 公立幼稚園入園料及び保育料	3,75 31 311 22 ( 3 1,33,75 )	
調整の内容 当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。			
現況		细数の目体的内容	
堺市	美 原 町	調整の具体的内容	
名称:市立幼稚園入園料及び保育料	名称:町立幼稚園保育料		
内容:4、5歳児 2年保育	内容:3、4、5歳児 3年保育		
   入園料	   入園料		
・10,000円	·無		
保育料	保育料		
・年額 120,000円(4、5歳児とも)	・3歳児 年額 96,000円(月額 8,000円)		
	· 4歳児 年額 84,000円(月額 7,000円)		
	・5歳児 年額 78,000円(月額 6,500円)		
徴収方法	徴収方法		
・10回に分割し、1回12,000円を徴収	・毎月		
(8,3月を除く)			

## 堺 市 ・ 美 原 町 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

専門部会名 教育専門部会(生涯学習)

協定項目 16 使用料・手数料の取扱い	関係項目 堺市放課後児童対策事業一部負担金	
調整の内容 当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目	途に調整する。	
	``	
現		調整の具体的内容
堺 市	美原町	
名称: 堺市放課後児童対策事業一部負担金	名称: 美原町放課後児童対策事業一部負担金	
内容: 放課後における児童の健全な育成と子育て支	内容: 保護者が労働等により、放課後家庭にいない	
援を図るため、遊びを主とする活動の場を提供 する放課後児童対策事業を実施しており、本利	児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その 健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事	
用サービスの対価として一定の利用料(一部負	業を実施しており、保護者から一定の利用料(一	
担金)を徴収している。	部負担金)を徴収している。	
一部負担金: 児童 1 人につき月額 8,000 円。	保育料 : 児童 1 人につき月額 4,000 円 (おやつ代 )	
ただし、減免制度あり(児童の属す	込み)《減免規定なし》。	
る世帯の所得状況その他特別の事由		
により、減額又は免除する)。		
おやつ代 : 児童 1 人につき月額 2,000 円。		